



# 島根県報

平成18年 3月31日 (金)  
号外 第 48 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県農林水産業協同組合等検査規則

(農林水産総務課)

### 公布された条例等のあらまし

島根県農林水産業協同組合等検査規則 (規則第36号)

#### 1 規則の概要

- (1) 農業協同組合法、水産業協同組合法、農水産業協同組合貯金保険法、森林組合法、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の規定により、知事が農林水産業協同組合等に対して行う検査について、必要な事項を定めることとした。(第1条関係)
- (2) この規則において「農林水産業協同組合等」とは、次に掲げる者をいうこととした。(第2条関係)
  - ア 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農業協同組合中央会
  - イ 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会
  - ウ 漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに共済水産業協同組合連合会
  - エ 農業協同組合法に規定する子会社等及び共済代理店、森林組合法に規定する子会社等並びに水産業協同組合法に規定する子会社(以下「子会社」という。)
- (3) 検査員、検査事項、検査の範囲、検査の場所、検査時間、検査の立会い等の検査の実施方法等について定めることとした。(第3条 - 第12条関係)
- (4) 検査員は、検査が終了したときは、その結果を知事に報告し、知事は、検査の結果、法令等の違反又は農林水産業協同組合等の運営上改善の必要があると認められる事項があるときは、当該事項を記載した検査書を当該農林水産業協同組合等に交付することとした。(第14条関係)
- (5) 知事は、(4)の検査書を交付した農林水産業協同組合等に対し、期限を定めて当該検査書で指摘した事項に対する見解又は措置若しくは措置方針についての回答書の提出を求めることとした。(第15条関係)
- (6) 検査員又は検査員であった者は、検査に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。(第17条関係)
- (7) 次に掲げる規則は、廃止することとした。(附則第2項関係)
  - ア 島根県農業協同組合検査規則
  - イ 島根県森林組合検査規則
  - ウ 島根県水産業協同組合検査規則

#### 2 施行期日

平成18年 4月 1日から施行することとした。

## 告 示

島根県農林水産業協同組合等検査規則をここに公布する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第36号

島根県農林水産業協同組合等検査規則

(趣旨)

第1条 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第94条、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第123条、農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第117条第1項から第5項まで、森林組合法(昭和53年法律第36号)第111条、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成14年法律第32号)第8条の規定により、知事が農林水産業協同組合等に対して行う検査(以下「検査」という。)については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「農林水産業協同組合等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農業協同組合中央会
- (2) 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会
- (3) 漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに共済水産業協同組合連合会
- (4) 農業協同組合法第93条第2項に規定する子会社等及び共済代理店、森林組合法第110条第2項に規定する子会社等並びに水産業協同組合法第122条第3項に規定する子会社(以下「子会社」という。)

(検査員)

第3条 検査は、県の関係職員又は知事が任命した者(以下「検査員」という。)が行う。

- 2 知事は、検査員に検査を行わせるときは、検査命令書(様式第1号)を交付する。ただし、第8条ただし書の規定により、通告をして行うときは、この限りでない。
- 3 検査員は、検査に際して理事その他の責任者に対し、前項の検査命令書を提示しなければならない。
- 4 検査員は、検査を行うときは、農林水産業協同組合等検査員証(様式第2号)を携帯し、関係人から請求があるときは、これを提示しなければならない。

(検査事項)

第4条 検査は、農林水産業協同組合等の業務又は会計に関し次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 法令、定款、規約等(以下「法令等」という。)の遵守状況
- (2) 業務運営の状況
- (3) 資産及び負債並びに損益の状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

(検査の範囲)

第5条 検査は、検査に着手する日(以下「着手日」という。)の属する事業年度の前事業年度の開始の日から当該着手日の前業務日までの間について行うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、着手日の属する事業年度の前事業年度の開始の日前及び着手日後についても検査を行うことができる。

(検査の場所)

第6条 検査は、農林水産業協同組合等の事務所、倉庫、事業場その他農林水産業協同組合等の業務に直接又は間接に関係のある場所において行う。

(執務時間内検査の原則)

第7条 検査は、農林水産業協同組合等の執務時間内に行うものとする。ただし、現物検査その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(無通告検査の原則)

第8条 検査は、あらかじめ通告しないで行うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、この限りでない。

(検査の立会い)

第9条 検査は、理事その他の責任者を立ち合わせて行うものとする。

2 検査員は、検査に際し必要があると認めるときは、監事(子会社にあつては、監査役。以下同じ。)の立会いを受けるものとする。

(検査物件の制限)

第10条 検査員は、私物について検査を行ってはならない。ただし、検査員が検査に際し特に必要があると認める場合で相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

(取引先等との照査)

第11条 検査員は、検査に際し特に必要があると認めるときは、組合員、会員、出資先その他の取引先又は退職した役員若しくは使用人その他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。

(検査員の留意事項)

第12条 検査員は、検査に当たっては、常に品位を保持し、検査に対する信頼を得よう努めるとともに、農林水産業協同組合等の業務の執行に支障を生じさせ、又は無用の負担を負わせないように留意しなければならない。

(検査講評)

第13条 検査員は、検査が終了したときは、役員に対して検査によって明らかになった事項について講評を行い、それについての意見を聴取しなければならない。ただし、検査員は、特別の事由があると認めるときは、講評の時期を変更することができる。

(検査の報告及び検査書の交付)

第14条 検査員は、検査が終了したときは、その結果を知事に報告するものとする。

2 知事は、検査の結果、法令等の違反又は農林水産業協同組合等の運営上改善の必要があると認められる事項があるときは、当該事項を記載した検査書を当該農林水産業協同組合等に交付するものとする。

(回答書の徴求)

第15条 知事は、前条第2項の検査書を交付した農林水産業協同組合等に対し、期限を定めて当該検査書で指摘した事項に対する見解又は措置若しくは措置方針についての回答書の提出を求めるものとする。

2 農林水産業協同組合等は、前項の規定に基づき回答書を提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。この場合において、必要に応じて、当該回答書の内容に係る理事会の議事録の写しを添付するものとする。

(検査の拒否等に対する措置)

第16条 検査員は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事由により検査の実施が困難であると認められるときは、直ちに、知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(秘密の保持)

第17条 検査員又は検査員であった者は、検査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(島根県農業協同組合検査規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 島根県農業協同組合検査規則(昭和26年島根県規則第65号)

(2) 島根県森林組合検査規則(昭和27年島根県規則第32号)

(3) 島根県水産業協同組合検査規則 (昭和27年島根県規則第58号)

様式第 1 号 ( 第 3 条関係 )

番 号  
年 月 日

所 属  
職名・氏名

検 査 命 令 書

の規定に基づき、 の検査を命ずる。

島根県知事

印

様式第 2 号 (第 3 条関係)

(表面)

第	号	農林水産業協同組合等検査員証	
		所 属	島根県
		職 名	
		氏 名	
上記の者は、	農業協同組合法第94条 水産業協同組合法第123条 農水産業協同組合貯金保険法第117条第 1 項から第 5 項まで 森林組合法第111条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の 防止に関する法律第 8 条		の規定による検査の職
務に従事する者であることを証明する。			
年 月 日交付		島根県知事	印

注 不要な文字は、抹消すること。

(裏面)

注 意	
1	本証は、農林水産業協同組合等の検査に際し必ず携帯すること。
2	本証は、検査を受ける農林水産業協同組合等の関係人から請求があったとき提示すること。
3	本証を紛失したときは、直ちに知事に届け出ること。
4	検査員がその職を退いたときは、直ちに本証を返還すること。

注 大きさは、縦 6 センチメートル、横 8 センチメートルとする。